

## 新規公開資料について

### 三井文庫

二〇一七年一月一日より、「旧三井物産資料」のうち五〇点を追加公開する。

三井物産では、取締役会で審議する議案には赤の議案用紙が、社長・常務取締役の持ち回りで審議される議案には青の議案用紙が用いられ、それぞれ「赤廻議」「青廻議（あるいは青評議）」と呼ばれていた。今回公開するのは、この「赤廻議」「青廻議」に関連する以下の資料である。

【A】廻議箋 一九三二年～一九四一年。請求記号「物産」二六七七～二七〇九。業務課（業務部・商事部と変遷、以下同）が発議した「青廻議」の議案用紙（原本）と付属資料、同じく「赤廻議」の議案用紙（控え）である。

【B】廻議箋 一九三〇年～一九四三年。請求記号「物産」二七一〇～二七一九。業務課以外の課が発議した「赤廻議」並に「青廻議」の議案用紙（控え）のうち、業務課と関連あるものを業務課で綴ったもの。

【C】青廻議付属書類 一九四〇年～一九四一年。請求記号「物産」二七二〇～二七二三。査業部が発議した「青廻議」の議案用紙（原本）と付属資料。

【D】赤廻議 一九三六年～一九三八年。請求記号「物産」

二七二三。査業部が発議した役員差入関係の「赤廻議」の付属資料。

【E】赤廻議付属書類 一九四〇年～一九四三年。請求記号「物産」二七二四～二七二六。査業部が発議した「赤廻議」の付属資料（役員差入関係を除く）。

「赤廻議」の議案用紙（原本）は、一九九二年に公開した「取締役会決議録」に綴られている。【D】【E】は、そのうち査業部が発議の議案に対応する付属資料であり、「取締役会決議録」には含まれていないものである。

「青廻議」については、二〇〇六年と二〇〇七年に、「廻議綴」を公開している。これは、文書課（文書部）が保存した「青廻議」議案（文書課分は議案用紙の原本と付属資料、他課分は議案用紙の控え）の綴りである。【A】【B】【C】の案件はこの「廻議綴」の中に含まれるものであるが、【A】【C】の付属資料は「廻議綴」には含まれていないものである。

本資料の検索は、閲覧室備付の冊子目録で行うものとする。資料は、デジタルデータ画像での閲覧となる。